

## 類型 10) その他法令違反 ～個人情報保護法違反

### <事例>

あるスポーツ団体では、所属する選手から、自分の個人情報の管理はどうなっているのか、あらゆる情報をスポーツ団体に提供しているがきちんと管理されているか気になる、との不安を訴えられました。スポーツ団体としては、個人情報の管理についてどのような注意を払うべきでしょうか。

また、コンプライアンス全般について、スポーツ団体はどのような姿勢で臨むべきでしょうか。

### ◆ 対応のポイント

スポーツ団体も、従業員を雇い、各種設備等を利用し、組織として、社会内で事業活動をする法人に他なりません。したがって、当然、スポーツに直接関連するものに限らず、他の分野の事業体と同様、その事業活動に関連する各法令を遵守し、関係する法令の制定・改正に注意する必要がありますから、そのための体制を構築することが求められます。また、スポーツ団体はそれぞれが加盟する団体(日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)等)の規定を遵守すべき点にも注意が必要です。

個人情報保護に関しては、2017年5月30日、改正個人情報保護法が施行されました。これに伴い、同法の対象事業者の範囲が格段に広がり、スポーツ団体も多数対象になっているものと思われますので、それらのスポーツ団体においては同法の遵守が必要となります。

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) 法令を遵守する旨の規定の整備

まず、スポーツ団体として法令遵守を徹底する意思を有していること、そしてそのための体制を整備することを対外的にも対内的にも示すため、定款その他の規定で明確に示すことが重要です。

法令を守ることなど当然であり、スポーツ団体として認識していればよく、敢えて宣言したりすることではないようにも思われるかもしれませんが、それでは不十分です。組織運営をする以上、法令遵守を内外に明言することで、初めて役職員の認識も徹底されますし、外部からの信用も得られます。また、そのための体制を整備することで初めて、随時改正され新たな対応を求められる法令の遵守が可能となります。

### (2) 法令遵守のための体制の整備

法令遵守を徹底するためには、上述のような規定の下、コンプライアンスを専門とする委員会等の組織を立ち上げ、コンプライアンスの責任者・担当者を明確に定めることが重要です。そしてその際、当該組織の中に、少なくとも一部のメンバーとして、外部の有識者を招聘することが望ましいといえます。そうすることで、スポーツ団体内部の人間だけでは気づきにくいことや、より専門的な知見を得ることができます。

このような責任者・担当者や委員会が中心となって、コンプライアンスのために必要となることを随時フォローするとともに、適宜スポーツ団体内における研修や調査、制度設計等を行うことで、十分なコンプライアンスが可能となります。

### (3) 法令遵守のためのコンプライアンス研修の実施

#### ① 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律(通称「個人情報保護法」)は、従前、5000人以下の個人情報を取り扱う者は同法に基づく義務の対象外とされていました。しかしながら2017年5月30日施行の法改正により、このような限定は取り除かれました。また、同法の対象となる「事業者」とは、営利活動をしている者に限らないと解されています。

以上の結果、これまで同法の対象外だったスポーツ団体も、多くが新たに対象となりま

した。そのため、各スポーツ団体は登録されている選手の情報等、同法に基づき適切に取得し、管理することが求められます。

例えば、競技会における記録も、各選手の氏名等と併せて個人情報に該当すると判断される余地もありうる場所ですので、利用目的を特定の上(同法 15 条)、予め公表するか各参加選手に通知をし(同法 18 条 1 項)、利用目的に沿った利用・公開について同意を得ておくといでしょう(同法 23 条)。

## ② その他関連法令等

上述した個人情報保護法の例のように、スポーツ団体はその事業を遂行するに当たり、様々な関連法令を確認の上遵守する必要があります。

典型的には、一般法人法等の当該スポーツ団体が該当する各種法人法規や労働基準法等従業員の雇用に関する各種労働法規が挙げられます。また当然のことながら、スポーツ団体の事務所などに関連して民法や借地借家法をはじめとする各種民事法が挙げられますし、刑事法への抵触が無いようにすることもまた、当然のことです。

このように、スポーツ団体に遵守が求められる法令は極めて多岐にわたることを認識した上で、上述したコンプライアンスのための各種規定・体制の整備を行うことが重要です。

## ◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」<sup>275</sup>
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」<sup>276</sup>
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」<sup>277</sup>
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」<sup>278</sup>

## ◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 49 ページ 「1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン(2) 法令遵守」<sup>279</sup>

---

<sup>275</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf)

<sup>276</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf)

<sup>277</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>278</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf)

<sup>279</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_04.pdf)